

# 鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年五月十八日 金曜日  
第二千二百十号

## 告示

鳥取縣あん摩、はり、きゅう、柔道整復

地方審議會規程

### (目的)

東伯郡長瀬村大字田後椿定太郎外二十名の者より申請の  
あつた羽合土地改良区の設立について昭和二十六年五月  
十四日認可した。

昭和二十六年五月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## ◇鳥取縣告示第二百三十一号

鳥取縣あん摩、はり、きゅう、柔道整復地方審議會規程

を次のように定める。

昭和二十六年五月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 法第二條第一項に規定する試験

二 法第八條第一項に規定する指示

三 法第十一條第二項に規定する处分

四 法第十九條第三項に規定する業務の禁止

五 その他知事の必要と認めた事項

## (構成)

第一條 審議会は、会長一名委員十二名で組織する。

2 会長は知事が命じ又は委嘱する。

3 委員は次の区分によつて知事が命じ又は委嘱する。

施術者 四名  
醫師 四名

学識経験のある者 四名

(会長の任務)  
会長は会務を総理する。

第三條 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

## (会長及び委員の任期)

第四條 会長及び委員の任期は二年とする。但し会長又は委員に欠員を生じた場合あらたに任命又は委嘱された会長及び委員の任期はそれよりその前任者の残任期間とする。

## (審議会の召集)

第五條 審議会の召集は会長が行う。

2 招集は書面で行わなければならない。  
(議長)

第六條 審議会の議長は会長がこれに當る。

## (議決方法)

第七條 審議会は委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (幹事)

第八條 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は鳥取縣の吏員のうちから知事が命ずる。

3 幹事は会長の指揮を受け庶務を整理する。

## (書記)

第九條 審議会に書記若干名を置く。

2 書記は鳥取縣の吏員のうちから知事が命ずる。  
3 書記は上司の指揮を受け庶務に従事する。

## 附 則

1 この規程は公布の日から施行する。

## 2 鳥取縣あん摩、はり、きゅう、柔道整復營業地方審議會規程(昭和二十一年二月鳥取縣告示第三十六号)

3 この規定施行の際現に委員長及び委員である者はこの規程により任命又は委嘱されたものとみなし、その任期は昭和二十七年三月三十一日までとする。

3 共済金額を次のように改訂し昭和二十六年産の水稻、陸稻、蚕繭からこれを適用する。

昭和二十六年五月十八日

◆鳥取縣告示第二百三十二号  
農業灾害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第百六條の規定に基き水稻、陸稻、蚕繭に対する、反当(瓦當)共済金額を次のように改訂し昭和二十六年産の水稻、陸稻、蚕繭からこれを適用する。

昭和二十六年五月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

4、四〇〇円を六、〇〇〇円に改める。

3、二〇〇円を四、八〇〇円に改める。

2、〇〇〇円を三、一〇〇円に改める。

00821

00820

## ◆鳥取縣告示第二百三十三号

食品衛生法施行規則(昭和二十三年七月厚生省令第二十号)第十八条の規定による食品衛生監視員の証を次のよう交付した。

昭和二十六年五月十八日

勤務場所	職 名	氏 名	番号	交付年月日
鳥取縣倉吉保健所	鳥取縣技術員	安場	一彦	三七
鳥取縣根雨保健所	鳥飼	一夫	三八	昭和二六年五月四日
鳥取縣鳥取保健所	中永	弘	三九	五月四日
山内	晃	四一	"	五月四日

00822

## ◇鳥取縣告示第二百三十四号

次の者から食品衛生法施行規則（昭和二十三年七月厚生省令第二十三号）第十八条の規定による食品衛生監視員の証の返納があつた。

昭和二十六年五月十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

勤務場所

職

名

氏

名

番号

返納年月日

鳥取縣

技術

安場

一彦

三七

昭和二六年三月二七日

倉吉保健所

技術

安場

一彦

三七

昭和二六年三月二七日

鳥取保健所

技術

安場

一彦

三七

昭和二六年三月二七日

鳥取保健所

技術

安場

一彦

三七

昭和二六年三月二七日

鳥取保健所

技術

安場

一彦

三七

昭和二六年三月二七日

技術

安場